

第9回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年2月21日(水) 午後4時から午後4時50分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (14名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	7番	山口榮一
	8番	佐藤喜久男	9番	平久井順一
	10番	大森克則	11番	渡邊幸史
	12番	町野位夫	13番	齋藤典子
	14番	渡邊浩正		

4 欠席委員 6番 阿久津正一

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (6) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。6番阿久津委員から欠席届が提出されておりますので、本総会の出席委員は14名となり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

それでは、ただいまから第9回矢板市農業委員会総会を開催します。

議長
(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、5番石塚委員、14番渡邊浩正委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、5番石塚委員、14番渡邊浩正委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項により、4番君島委員の退室を求めます。

(4番 君島委員 退室)

議長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第4班、班長8番 佐藤 委員にお願いします。

8番佐藤委員

本日、午前10時30分から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法第3条1件、農地法第5条3件の計4件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員にお願いします。

3番福田委員

3番の福田です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

前所有者がりんごの木を植えたばかりの状態です。隣接同意はもらっているとのことですので、何ら問題ないと見て参りました。皆様の審議をお願い致します。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号について、質疑意見等を求めます。

11番渡邊幸史委員

りんごの木の処置はどうなるのですか。

事務局

このままりんごを育てるのであれば所有権移転登記が終わった後に課税地目だけでも畑に変えて頂こうと思っています。

本人には、続けるかどうかは数年後次第と伺っています。

議 長

他にございますか。

11番渡邊幸史委員

今現在、借受けしている方は別の方ですか。

事務局

譲渡人の方がりんごの木を植えたばかりということですので。自作地に植わっているのでそのままの状態譲受人が農地を買うということですので。もう既に育ててるのではなく、植えたばかりという状況です。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第1号が終了しましたので、4番 君島 委員の入室を求めます。

(4番 君島 委員 入室)

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第2号 農地法第5条 第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第2号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件(4) 議案第3号から第5号 農地法第5条
第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、12番 町野 委員にお
願いします。

12番町野委員 12番の町野です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現在駐車場が設けられていて、その幅というので、何ら
問題ないと見て参りましたが、審議をお願い致します。

議 長 次に議案第4号と第5号は関連がありますので、あわせて現地調査の
詳細な報告を、8番 佐藤 委員をお願いします。

8番佐藤委員 8番佐藤です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

東側が道路でその反対側が山林となっています。太陽光には若干不利
かなと思いましたが、本人さんがやるということです。その辺の農地
法上は問題ないと見て参りました。

南側が畑で、北側も畑です。この土地は梅の木なんか植わっている
状況で、耕作しながら農作物を作るという状況では既になくなって
いるのかと思います。太陽光であれば農地に対する問題は全くないか
と思います。

西側は少し低くなっている水路ですが、これもまた問題ないと見て参
りました。

申請地は、現況かなり耕作を諦めているのかなといった感じで荒れて
る状況です。周りの農地に対する影響は極めて少ないと見て参りま
したので、やむを得ないと思いますが、皆様の慎重審議をお願い致し
ます。

議 長 現地調査の報告が終わりました。
それでは議案第3号から第5号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等)

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件(5) 議案第6号から第9号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第6号から第9号について、質疑・意見等を求めます。

(質疑・意見等)

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件(5) 議案第10号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。

(8番 佐藤 委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第10号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第10号が終了しましたので、8番佐藤委員の入室を求めます。

(8番 佐藤 委員 入室)

議 長 続いて、付議事件(5) 議案第11号から第108号 農用地利用

集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第11号から第108号について、質疑・意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(6) 議案第109号 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、1番渡邊好雄委員の退室を求めます。

(1番 渡邊好雄 委員 退室)

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第109号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第109号が終了しましたので、1番 渡邊好雄 委員の入室を求めます。

(1番 渡邊好雄 委員 入室)

続いて、付議事件(6) 議案第110号から第116号 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について議題に供します。

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第110号から第116号について、質疑意見等を求め

13番齋藤委員

ます。

利用権の内容で水田・畑がありますが、畑で物納とはどういうことですか。

事務局

内容が畑の土地であっても一律して玄米で支払うということです。

議長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・平成30年度農業委員会年間活動計画予定表(案)について
- ・市長との懇談会について

議長

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

(質問、意見なし)

それでは以上を持ちまして、第9回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 **八木澤 寛夫**

議事録署名委員 **渡邊 浩正**

議事録署名委員 **石塚 英好**